

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	重度障害者(児)医療費助成事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

函南町は、重度障害者(児)医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を持って個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

重度障害者(児)医療費の助成に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

静岡県田方郡函南町長

## 公表日

平成28年10月14日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度障害者(児)医療費の助成に関する事務
②事務の概要	函南町重度障害者(児)医療費助成要綱(平成16年9月1日告示第79号)に基づき重度障害を有する者の医療費を助成する事業である。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 函南町重度障害者(児)医療費助成要綱第6条に規定する受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実について審査又はその申請に対する応答に関する事務
③システムの名称	1.重度障害者(児)医療費助成システム 2.行政基本台帳システム(宛名システム) 3.中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 受給者台帳情報ファイル (2) 送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項 2.函南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年函南町条例第27号)第4条第3号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <small>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</small>
②法令上の根拠	・番号法第19条第14号(特定個人情報保護委員会規則)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	厚生部福祉課
②所属長	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	函南町役場厚生部福祉課 〒419-0192 静岡県田方郡函南町平井717番地の13
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	055-979-8127(直通)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

